

三箇自第 29-035 号

平成 29 年 7 月 11 日

大東市長 東阪浩一 様

三 箇 自 治 会
区 長 岡 崎 信 久

印

平成 29 年度大東市に対する要望

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は三箇地区の発展と住民福祉の向上に何かとご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当地区では「三箇に住んでよかった」と思われるよりよい街づくりを目指し日々活動しておりますが、多くの課題を抱えるなか平成 29 年度の要望を取りまとめ提出する次第です。住民の切実な要望をご理解いただき是非とも実現くださるようお願いいたします。

記

[1] 全般事項

1. 街づくり部

(1) 市道の舗装改良

◇地区内の道路について、計画的に舗装改良工事を施工されたい。また、地区内主要横断歩道のグリーンカラー化を推進されたい。

(2) 道路標記の点検整備

◇横断歩道、車両停止線その他道路表示の点検を行い、新規または再表示の工事を実施されたい。

2. 福祉・子ども部

(1) 子育て支援センターの設置

◇市内に 3 か所設置されている子育てセンターは、大東市の都市軸に沿って南側に偏在している。このため、妊娠中の女性や子育て中の保護者が等しく利用できるように、市の中北部に新たな子育てセンターを設置されたい。

3. 危機管理室

(1) 初期消火器具格納箱の適正配置

◇大東市初期消火器具格納箱設置事業については、地区の要望に基づいて設置されているが、消防防災の観点から、行政において明確な整備計画を策定し事業実施されたい。

(2)初期消火器具格納箱の帰属及び適正管理

◇大東市初期消火器具格納箱は、備品購入費で設置されたものであり、大東市の財産で物品に分類される。このため、管理責任者は、市の所管課等の長となるため、「大東市初期消火器具格納箱の設置ならびに管理要領」中、管理責任者に関する規定を改められたい。

なお、管理を設置場所の管轄する区長に委任する場合は、委託契約等必要な手続きを為されたい。

(3)市道住道四の宮線緩衝地の利用

◇消防団第11分団車庫北側の未利用地を消防分団車庫と一体的に消防防災施設として利用するについては、平成27年度に要望し内諾を得たところであるが、利用開始に当たって、使用貸借契約の締結、使用承認書の発行等、必要な手続きを為されたい。

(4)避難誘導標識の適正配置

◇1地区1基の配置計画になっているが、規模の大きい地区にあっては複数の指定避難所が存在し、住民の生活エリアも異なっているため、適正な配置計画になっていないため地域に見合った計画に改善されたい。

4. 市民生活部

(1) 防犯カメラの設置

◇安全・安心な市民生活を確保するため、市の事業としてすべての通学路に複数台の防犯カメラを設置し、管理されたい。

(2) 防犯灯LED化取替事業の継続

◇平成23年度から平成27年度までの5か年にわたり、防犯灯LED化取替助成事業が実施されたところであるが、市の責任において早期にすべての防犯灯のLED化を完了されたい。

(3)生涯学習センターにカラー印刷機を設置

◇自治会等の運営に係る支援業務として、自治会発行印刷物のカラー印刷については、現在、市役所に設置されている印刷機を活用して実施されているが、一定の利用上の制約があるので、広く利用に供するため、生涯学習センターにカラー印刷機を設置されたい。

(4)自治区市民会議活動補助金について

◇大東市全世代地域市民会議ハンドブック（平成28年度版）において、大東市自治区市民会議活動補助金交付要綱第4条第1号「ア」に規定する補助金の算定根拠を「賛同者の数に一人当たりの補助金を乗ずる方法への検討を行っている」と明記されているが、これは、制度そのものを大きく変質させるものであり、現行の算定根拠の「一人当たりの補助金額」の増減といった問題ではない。また、制度の根幹

的な事項を制度のスタート時点において論ずることは、現行の制度が十分に練り上げられたものではないという証でもある。

コミュニティー施策及びその活動は、制度の賛同者のための活動ではなく、地域住民全体に対するものであり、補助金の限度額の算定根拠を「賛同者の数」とすることは、コミュニティー施策とは整合しない。賛同者を把握する必要があるれば、補助金の算定根拠と切り離し、別途検討を加えることが適当である。

5. 総務部

(1)市役所発信電話番号について

◇「市役所からの電話番号が代表番号（872-2181）であるため、いずれの部署からの電話であるのかわからない。」という平成29年2月20日開催の大東市市長会役員会での申し入れを受けて、市においては、各課の代表番号で発信されるようなシステムに変更されたところであるが、これにより従前から普及している市役所の代表番号872-2181が表示されず、部所の表示以前の問題として、「市役所からの電話」であることすらもわからない結果となっている。特殊詐欺事案が毎日のように報道され、大きな社会問題となっている中で、表示の相手方が分からない電話は極力取らないようにしている人が多くなっている今日においては、少なくとも「872-2181＝大東市役所」と認識できる元のシステムの方がベターであると思われるので早急に元に戻されたい。

(2) 認可地縁団体にかかる平成30年度以降の法人市民税の「減免申請書」及び「均等割申告書」の提出の取り扱いについて

◇大阪府では、府税条例を改正し、平成30年4月の減免手続きから前年度（平成29年度）に法人府民税均等割額の減免の適用を受けている場合で、引き続き収益事業を行っていないときにあっては、翌年度以降の「減免申請書」及び「均等割申告書」の提出を不要とし、提出があったものとみなして減免の適用を行うこととしました。

大東市においても、大阪府に準じて法人市民税の手続きの簡素化を図るようにされたい。

[2] 各町会要望事項

1. 三箇1丁目

- (1)市道江ノ口大箇線沿いの旧水路修景工事（第2期工事）の施工を早期実施されたい。
- (2)中戸水路整備事業の残区間の南への延伸を実施、計画提示をされたい。（防犯灯は必ず設置）
- (3)中戸水路の寝屋川からの流入部の水門扉の開閉および、ごみの除去等適切な管理をされたい。
- (4)正覚寺前の溝蓋の改良を実施されたい。（延長約10m）

- (5)市道住道四の宮線の損傷部分の舗装改良工事をされたい。また、だんじり曳行時に使用する道路舗装の損傷箇所、特に三箇1丁目1番から東へ西村橋までの区間。
- (6)三箇1丁目公園（第2幹線広場）の除草、樹木の管理をされたい。また、同広場の改良工事を実施されたい。
 - ①ベンチの増設
 - ②太陽電池時計の設置

2. 三箇3丁目

- (1)三箇3丁目6-16前の電柱に設置されているミラーを低くされたい。
- (2)三箇3丁目4-1前側溝の改良工事を実施されたい。（グレーチングもしくは暗渠化）
- (3)三箇3丁目3-28東側道の舗装工事
- (4)三箇3丁目3-14南東側交差点に道路停止線、止まれ表示を設置されたい。
- (5)三箇小学校正門西側にミラーを設置されたい。

3. 三箇4丁目

- (1)空き地の適正管理指導
 - ①三箇4丁目4番街区
 - ②三箇5丁目7番街区（旧サンクス南側）
- (2)道路側溝の改良
 - ①三箇第2公園南側（東部）の道路側溝の床をかさ上げされたい。
- (3)交差点付近の交通安全対策
 - ①三箇4丁目2番最北部及び三箇5丁目4番3号先南北側溝の暗渠化
 - ②三箇4丁目三箇第3公園北側側溝の暗渠化及びガードレールの新設
- (4)三箇第2公園の改良
 - ①砂場の東側にベンチを設置されたい。
 - ②西側エリアの南北境界に柵（600mm程度）を設置されたい。

4. 三箇5丁目

- (1)住道四の宮線の道路整備を早期に実施されたい。
- (2)市道住道四の宮線に至る市道三箇32号線の傾斜角度を改良されたい。
- (3)三箇5丁目5-21から五軒堀新橋までの市道住道四の宮線沿いに防犯灯を設置されたい。
- (4)三箇5丁目6-53前道路に停止線ならびに止まれ表示を設置されたい。

5. 三箇 6 丁目

- (1)三箇 6 丁目 4-52 付近の道路舗装
- (2)三箇 6 丁目 10-2 付近の道路陥没補修
- (3)三箇 6 丁目 2-3 (五軒堀新橋西交差点) 付近の道路陥没補修
- (4)三箇 6 丁目 23-11 付近の道路陥没補修